

【事例7】電離放射線健康診断は実施していませんが、通常の労働安全衛生法の健康診断を実施している場合。

○指導事項：電離放射線健康診断は、通常の健康診断より実施項目が、やや多くなっております。

電離放射線障害防止規則第57条の規程にある、電離放射線健康診断個人票（様式第1号）の検査項目にそって、健診を実施すること

○関係法規：電離放射線障害防止規則第56条
電離放射線障害防止規則第57条
電離放射線障害防止規則第58条
障害防止法改正令
労働安全衛生法第66条
人事院規則第26条

電離放射線障害防止規則第56条 健康診断

1. 事業者は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項）の調査及びその評価
- 二 白血球数及び白血球百分率の検査
- 三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
- 四 白内障に関する眼の検査
- 五 皮膚の検査

2. 前項の健康診断のうち、雇入れ又は当該業務に配置替えの際に行わなければならないものについては、使用する線源の種類等に応じて同項第4号に掲げる項目を省略することができる。

3. 第1項の健康診断のうち、定期に行わなければならないものについては、医師が必要でないと認めるときは、同項第2号から第5号までに掲げる項目の全部又は1部を省略することができる。

4. 第1項の規定にかかわらず、同項の健康診断（定期に行わなければならないものに限る。以下この項において同じ）を行おうとする日の属する年の前年1年間に受けた実効線量が5mSvを超えず、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する1年間に受ける実効線量が5mSvを超えるおそれのない者に対する当該健康診断については、同項第2号から第5号までに掲げる項目は、医師が必要と認めないときには、行うことを要しない。

5. 事業者は、第1項の健康診断の際に、当該労働者が前回の健康診断後に受けた線量（これを計算によっても算出することができない場合には、これを推定するために必要な資料（その資料がない場合には、当該放射線を受けた状況を知るために必要な資料））を医師に示さなければならない。

電離放射線障害防止規則第57条 健康診断の結果の記録

事業者は、前条第1項の健康診断（法第66条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条及び第59条において「電離放射線健康診断」という）の結果に基づき、電離放射線健康診断個人票（様式第1号）を作成し、これを30年間保存しなければならない。

ただし、当該記録を5年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

電離放射線障害防止規則第58条 健康診断結果報告

事業者は、第56条第1項の健康診断（定期のものに限る）を行なったときは、遅滞なく、電離放射線健康診断結果報告書（様式第2号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

障害防止法改正令

- 1) 健康診断のうち問診については全員に対して毎年行うこととする
- 2) 血液検査、皮膚（初めて管理区域に立ち入る前、必ず行う）
- 3) 眼は、全てにおいて医師が必要と認める場合のみ実施

労働安全衛生法第66条

1. 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。
2. 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。
3. 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。
4. 都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。
5. 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師が行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

人事院規則第26条

- 1 放射線業務従事職員に係る規則1014別表第三第二号に掲げる業務に係る同規則第19条第一項の健康診断及び同規則第20条第二項第二号の特別定期健康診断（次条第一項の規定によるものを除く）の検査の項目は、次に掲げるものとする。

- 一 被ばく経歴の評価
- 二 末梢血液中の白血球数及び白血球百分率の検査
- 三 末梢血液中の赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
- 四 白内障に関する眼の検査
- 五 皮膚の検査

2 前項に規定する規則 1014 第 19 条第一項の健康診断については、使用する線源の種類等に応じて前項第四号に掲げる検査項目を省略することができる。

3 第一項に規定する特別定期健康診断は、その業務に従事した後 6 月を超えない期間ごとに 1 回行わなければならない。

4 第一項に規定する特別定期健康診断の検査項目のうち同項第二号から第五号までに掲げる検査項目については、当該特別定期健康診断を行おうとする日の属する年度の前年度の実効線量が 5mSv を超えず、かつ、当該特別定期健康診断を行おうとする日の属する年度の実効線量が 5mSv を超えるおそれのない職員にあっては、医師が必要と認めるときに限りその全部又は一部を行うものとし、それ以外の職員にあっては、医師が必要でないとき、その全部又は一部を省略することができる。

※保健所よりお願い

1) 電離放射線健康診断は、通常健康診断より検査項目が多くなっています。項目によっては、省略出来る項目もありますが、省略する場合は、電離放射線障害防止規則第 56 条の実施項目「一」を実施し、項目の省略を判断してください。

また、調査及び評価は「問診」によって実施しなければなりませんので、必ず問診を実施してください。

2) 電離放射線健康診断の実施対象者は、ガラスバッチ等で常時被ばく測定を実施している職員全員です。(診療放射線技師のみが対象ではありません)

3) 「電離放射線健康診断個人票」は、このホームページの下欄からも入手可能です。

平成 28 年 11 月 29 日 大分県東部保健所 検査課 診療放射線担当作成

